病室のご案内

当院は全室個室（無料）でご利用いただけます。（4 階・5 階病棟各 1 室を除く）
ただし、下記の 3 室は有料個室となります。

有料個室

●有料個室を希望される方は、外来看護師へご相談ください。又は入院後に希望がある場合は、病棟看護師にご相談ください。
●利用状況によりご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。

病　棟	部　屋	金額（税込）	バス	シャワー	トイレ	備　考
5 階病棟	508 号室	7,700 円/日	○	○	○	※テレビ･冷蔵庫を無料でご利用できます。
5 階病棟	540 号室	4,400 円/日	―	○	○	
5 階病棟	541 号室	3,300 円/日	―	―	○	

※個室の料金は入室時間（ご利用時間）に関わらず 1 日（0 時～24 時）当たりの料金となります。

お支払いについて

入院中のお支払い

請求書は、毎月 1 回（月末締め）翌月10 日頃にご自宅へ郵送します。到着後 2 週間以内にお支払いをお願いします。（郵送先の変更も可能ですので窓口にお申し付けください。）

退院時のお支払い

退院当日 1 階会計窓口にて請求書をお受け取りください。原則として当日精算をお願いしています。
※詳細は13 ページ「退院手続きについて」をご覧ください。

お支払い方法

【 支払い場所 】: 1 階会計窓口　　【ご利用時間 】: 平日 8:30～16:00

●現金またはクレジットカード
当院では ATM は設置しておりません。下記のカードでお支払い可能です。

●コンビニ支払い（毎月10 日頃発送の請求書に専用振込用紙同封）
●銀行振込
※コンビニ支払い・銀行振込は別途手数料がかかります。
※領収書は高額医療費の手続きや所得税の控除などに必要な場合があります。再発行はいたしませんので、大切に保管してください。
※入院診療費の内容やお支払い方法等でご不明な点がありましたら、1 階受付窓口にお問い合わせください。

入院診療費について

高額療養制度・入院食事療養費について

患者様がお支払いされた医療費（食事代・個室料を除く）が、1ヶ月（暦月）で患者様の所得に応じた一定額を超えた場合、その超えた金額が支給される制度です。

令和８年８月1日～

70歳未満の方				
所得区分		自己負担限度額（1ヶ月の負担上限額）	多数該当	標準負担額（1食あたり）
【 区分ア 】（年収約1,160万円以上）	健保:標準報酬月額83万円以上 国保:年間所得901万円超	270,300円 +（医療費-901,000円）×1%	140,100円	550円
【 区分イ 】（年収約770万～1,160万円）	健保:同53万円～79万円 国保:同600万円～901万円	179,100円 +（医療費-597,000円）×1%	93,000円	
【 区分ウ 】（年収約370万～約770万円）	健保:同28万円～50万円 国保:同210万円～600万円	85,800円 +（医療費-286,000円）×1%	44,400円	
【 区分エ 】（年収約370万円)以下	健保:同26万円以下 国保:同210万円以下	61,500円		
【 区分オ 】	住民税非課税	36,900円	24,600円	入院日数90日以内 270円
				入院日数90日超 220円

70歳以上の方				
所得区分		自己負担限度額（1ヶ月の負担上限額）	多数該当	標準負担額（1食あたり）
【 現役並所得Ⅲ 】（年収約1,160万円以上）	標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	270,300円 +（医療費-901,000円）×1%	140,100円	550円
【 現役並所得Ⅱ 】（年収約770万～1,160万円）	標準報酬月額53万円～79万円 課税所得380万円以上	179,100円 +（医療費-597,000円）×1%	93,000円	
【 現役並所得Ⅰ 】（年収約370万～770万円）	標準報酬月額28万円～50万円 課税所得145万円以上	85,800円 +（医療費-286,000円）×1%	44,400円	
【 一般 】（年収約156万～370万円）	標準報酬月額 26万円以下 課税所得145万円未満	61,500円		
【 低所得者Ⅱ 】	住民税非課税	25,700円	24,600円	入院日数90日以内 270円
				入院日数90日超 220円
【 低所得者Ⅰ 】	住民税非課税/所得が一定以下	15,700円	―	130円

限度額適用認定証について

「マイナ保険証」または「限度額適用認定証」を、1階受付窓口に提示することにより、高額療養の自己負担限度額分のみを支払うことができます。マイナンバーカードを提示される患者様またはオンライン資格確認の限度額情報提供に同意される患者様については申請は不要です。
情報提供に同意されない場合は、下記の窓口へ手続きをお願いいたします。

【 申請窓口 】保険の種類によって申請窓口は異なります

申請窓口		必要なもの
国民健康保険 後期高齢者医療	保険証が発行された市町村 (青森市役所 国保医療年金課 国保給付チーム TEL017-734-5343) (浪岡事務所 健康福祉課 国保年金チーム TEL0172-62-1153)	マイナンバーカード 印鑑(認印) など
全国健康保険協会 (協会けんぽ)	全国健康保険協会県支部 (協会けんぽ青森支部 TEL017-721-2799 〒030-8790 青森市長島2丁目25番3号 ニッセイ青森センタービル8階)	
組合保険 共済保険 国保組合等	各保険組合または職場の担当部署	

【 注意事項 】
●食事代･個室料など自費のものは含まれません。●申請をした月から有効になります。該当の方は速やかに手続きをお願いします。
●限度額認定証が発行されましたら、1 階受付窓口にご提示ください。窓口にご提示された月からの適用となります。前月分については適用できませんので、ご注意ください。